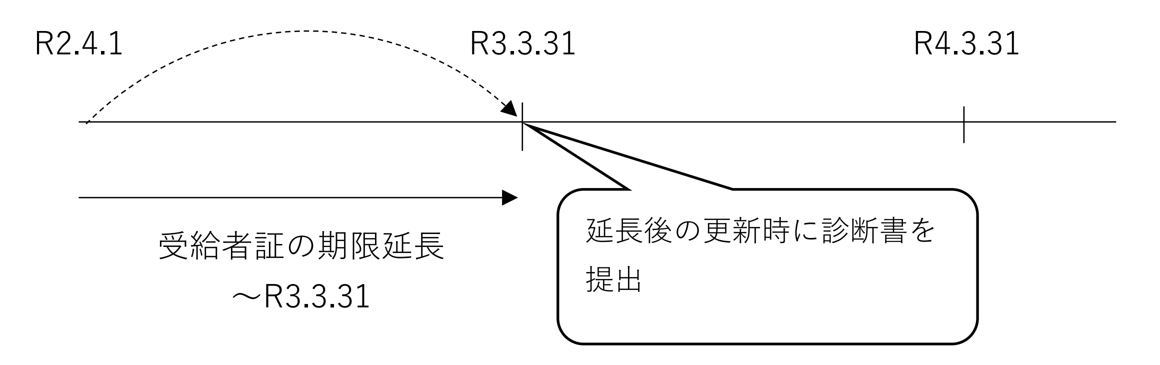
（別紙）

今回の省令改正における診断書提出の考え方

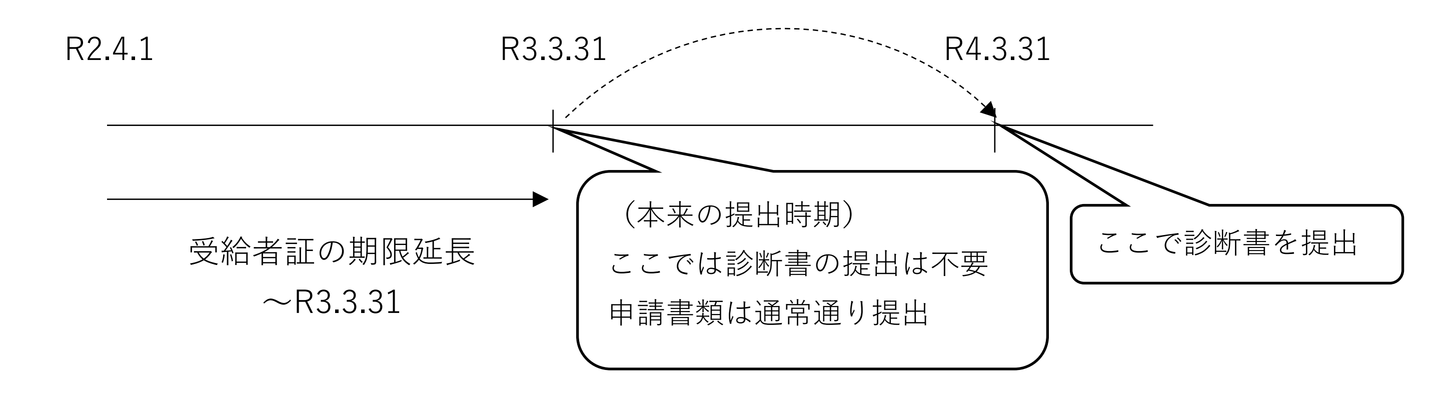
（１）令和2年3月31日に有効期間が終了する受給者の場合

対応例１：令和2年4月1日～の更新時に診断書の提出を予定している受給者



○受給者証の有効期限は令和3年3月31日まで1年間延長（申請書、診断書の提出は不要）
○診断書は次回更新時に申請書と共に提出

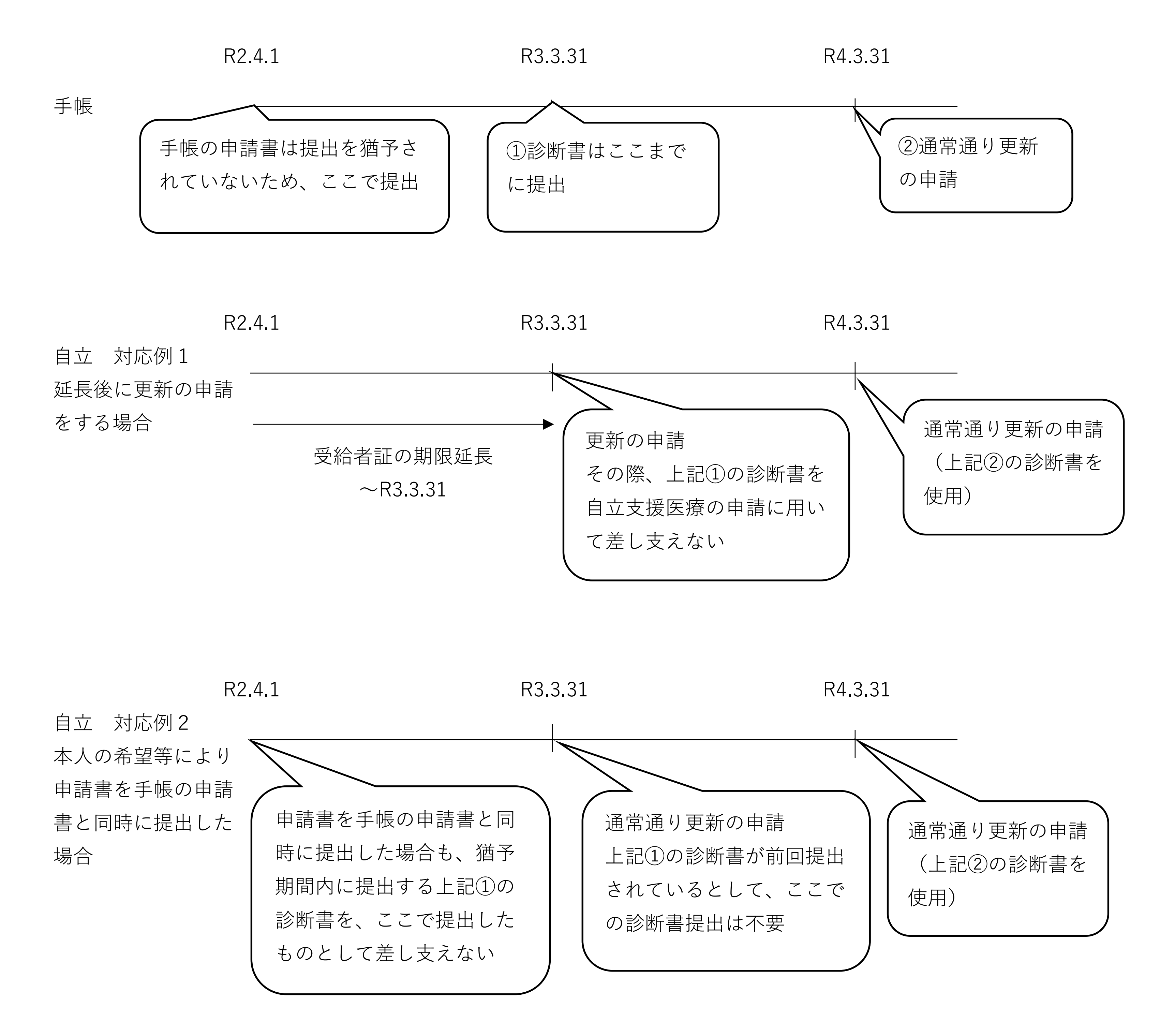
対応例２：令和3年4月1日～の更新時に診断書の提出を予定している受給者



○受給者証の有効期限は令和3年3月31日まで1年間延長（申請書、診断書の提出は不要）
○診断書は延長後の更新時（予定していた提出時期）には提出せず、その次（令和4年4月1日～）の更新時に提出

※本来診断書が必要であった方、不要であった方の双方について提出を1年間遅らせることで、役所及び医療機関の事務負担を軽減
※受給者が申請書、診断書の提出を希望する等の場合に通常通り更新の手続きを行うことは差し支えない

（２）令和2年3月31日に有効期間が終了する受給者で、手帳と同時申請を予定している場合
※手帳については、診断書のみ提出を1年間猶予（申請書は通常通り提出）



※対応はあくまで例であり、診断書を余分に取得・提出することを回避するために、適宜柔軟に対応することも差し支えない